

公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人青森学術文化振興財団職員（以下「財団職員」という。）の給与について必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 財団職員で常時勤務を要する者（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び退職手当とする。

(給料表及び給料の支給)

第3条 給料表は、別表第1に定めるところによるものとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類となるべき職務は、別表第2に定めるところによるものとする。

3 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から月の末日までとし、一給与期間につき給料月額的全額を毎月21日（その日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下この項において「休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

4 給与は、職員の申し出があった場合には、口座振込みの方法により支払うことができる。

第4条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定めた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額は、その給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。職員が休職を命ぜられ、若しくは停職処分を受けた場合又は休職若しくは停職の終了により勤務に復帰した場合の給与期間の給料についても同様とする。

(初任給及び昇給)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、青森市の例により定められたところにより決定する。

2 昇給は、毎年4月1日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が公益財団法人青森学術文化振興財団就業規則第24条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とする。

4 第2項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

5 55歳を超える職員の第2項の規定により昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて理事長が決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(昇給の時期)

第6条 昇給の時期は、毎年4月1日とする。

(昇格、昇格の場合の号給)

第7条 職員を昇格させる場合には、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。ただし、この場合において、当該級に決定するための資格基準等については、別表第3に定めるものとする。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第4に定める昇格時号級対応表の昇格後の号級欄に定める号給とする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 満60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子等の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合は、その職員は直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

(1) 新たに扶養親族として要件を具備するに至った者のある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合は職員となった日、前項第1号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する翌月(これらの日が月の初日であるとき、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合はその離職し又は死亡した日、扶養親族たる要件を欠くに至った場合は、その事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(住居手当)

第10条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が、16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

- 3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が初日であるときは、その日の属する月の前日）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

（通勤手当）

第11条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1）通勤のためバスの利用を常例とする職員（通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）
- （2）通勤のため自動車その他の交通用具を使用することを常例とする職員（通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- （1）前項第1号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額
- （2）前項第2号に掲げる職員 青森市職員の例により得られた額
- 3 第1項第1号の運賃相当額の算出に当たっては、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路によるものとする。
- 4 通勤手当の支給は、扶養手当の支給の例により行うものとする。ただし、月の1日から月の末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

（給料の減額）

第12条 職員が勤務しないときは、公益財団法人青森学術文化振興財団職員の勤務時間等及び休日に関する規程第3条に規定する休日（第14条において「休日」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給料を支給する。

（時間外勤務手当）

第13条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの100分の125から100分の175までの範囲内で理事長が定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として、青森市職員の例により支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務

（休日勤務手当）

第14条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125から100分の175までの範囲内で青森市が規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第15条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから青森市が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（扶養手当、時間外勤務手当等の支給日）

第16条 第8条、第10条及び第11条に規定する手当は、その月分をその月の給料支給日に支給し、第13条及び第14条に規定する手当は、その月の翌月の給料支給日に支給する。

（期末手当）

第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」とい

う。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6箇月 | 100分の100 |
| (2) 5箇月以上6箇月未満 | 100分の80 |
| (3) 3箇月以上5箇月未満 | 100分の60 |
| (4) 3箇月未満 | 100分の30 |

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は青森市の例により取り扱うものとする。
(勤勉手当)

第18条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の青森市が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、青森市の例により定められる割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の総額は、その者に属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

4 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の算定に関し必要な事項は、青森市の例により取り扱うものとする。

(寒冷地手当)

第19条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条において「基準日」という。)において現に在職する職員に対して支給する。

2 寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族(第8条に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。)のある職員(扶養親族と同居していないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居(当該住居が二以上ある場合にあっては、すべての当該住居)と国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)別表に掲げる地域の市役所又は町役場との間の距離のうち最も短いものが60キロメートル以上であるものを除く。)にあっては17,800円、その他の世帯主である職員にあっては10,200円とし、その他の職員にあっては7,360円とする。

3 前項に規定する世帯主である職員とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族を有する者

(2) 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専用している者

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり、長期の休養を要するため休職されたときは、その休職の期間中これに給与の金額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり長期の休養を要するために休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

3 職員が前項以外の心身の故障により、長期の休養を要するため、休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴されて休職にされたときは、休職の期間中これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれの 100 分の 60 を支給することができる。

5 第 2 項又は第 3 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 17 条第 1 項に規定する基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項に定める日に、当該各項の例による額の期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

(退職手当)

第 21 条 職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に対し、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1 年以上 10 年以下の期間については 1 年につき 100 分の 100

(2) 11 年以上 20 年以下の期間については 1 年につき 100 分の 110

(3) 21 年以上 30 年以下の期間については 1 年につき 100 分の 120

(4) 31 年以上の期間については 1 年につき 100 分の 130

3 退職した者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）別表第 4 に掲げる程度の廃疾の状態にある傷病とする。次条において同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず同項の規定により計算した額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤続期間 1 年以上 5 年以下の者 100 分の 60

(2) 勤続期間 6 年以上 10 年以下の者 100 分の 75

(勤続期間の計算)

第 22 条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

2 在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（傷病又は死亡による退職の場合は 1 年未満）の場合には、これを 1 年とする。

(退職手当の支給制限)

第 23 条 第 21 条の規定による退職手当は、次の各号の一に該当する者には支給しない。

(1) 職務上の義務に違反した場合、職務を怠った場合、財団職員たるにふさわしくない非行のあった場合等により懲戒免職の処分を受けた者

(2) 刑事事件に関し起訴され禁固以上の刑に処せられ失職した者

(予告を受けない退職者の退職手当)

第 24 条 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与は、退職手当に含まれるものとする。ただし、当該退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは退職手当のほか、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 25 条 第 21 条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（届出をしていないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき同順位者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
(起訴中に退職した場合の退職手当の取扱い)

第26条 職員が刑事事件に関し起訴された場合で、その判決の確定前に退職したときは第21条及び第24条の規定による退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

(給与の特例)

第27条 この規定にかかわらず、青森市から派遣又は出向され、かつ青森市職員の身分を有する者の給与については、青森市職員の例による。

(雑 則)

第28条 給与の支給に関し、疑義の生じたときは、理事長が決する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年4月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年1月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年12月1日から施行から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年11月1日から施行から適用する。

(経過措置)

2 この項から附則第5項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 改正前の給与規定 この規程による改正前の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。

(2) 改正後の給与規程 この規程による改正後の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程をいう。

(3) 経過措置対象職員 平成16年10月1日(以下「旧基準日」という。)から引き続き在勤する職員をいう。

(4) 基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分(改正前の給与規程第19条第2項に規定する世帯等区分をいう。以下同じ。)のうち、旧算出規定を適用したならば算出される同項の規定による基準額が最も少なくなる世帯等の区分をいう。

(5) みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の給与規程第19条第1項に規定する基準日(以下単に「基準日」という。)におけるその基準世帯等区分をその世帯等の区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

3 基準日(その属する月が平成21年3月までのものに限る。)において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左覧に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額(以下「特例支給額」という。)が、その者につき改正後の給与規程第19条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額(以下「改正後の寒冷地手当額」という。)を超えることとなるときは、改正後の給与規程第19条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成16年11月から平成17年3月まで	6,000円
平成17年11月から平成18年3月まで	10,000円

平成 18 年 11 月から平成 19 年 3 月まで	14,000 円
平成 19 年 11 月から平成 20 年 3 月まで	18,000 円
平成 20 年 11 月から平成 21 年 3 月まで	22,000 円

- 4 改正後の給与規程第 19 条及び附則第 3 項の規定にかかわらず、平成 16 年 11 月 1 日（以下「平成 16 年度基準日」という。）において経過措置対象職員である者に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から 6,000 円を減じた額に 5 を乗じて得た額（以下「平成 16 年度特例支給額」という。）が、その者につき改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額を超えることとなるときは平成 16 年度特例支給額の寒冷地手当を、平成 16 年度特例支給額がその者につき改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額を超えないこととなるときは改正後の寒冷地手当額に 5 を乗じて得た額の寒冷地手当を支給する。

- 5 前項の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員について、平成 16 年度基準日の翌日から平成 17 年 3 月 1 日までの間に次に掲げる理由が生じた場合（理事長が定める場合を除く。）には、当該職員に、その理由が生じた日の属する月の翌月の初日（その理由が生じた日が月の初日であるときは、その日）における当該職員の世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもって平成 16 年度基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額を考慮して理事長が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

- （1）世帯等の区分の変更
- （2）職員でなくなる事
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、理事長が定める理由（委任）

- 6 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

（号給の切替え）

- 2 平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日においてこの規程による改正前の財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程別表第 1 の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表に定める号給とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置）

- 3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 17 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定の適用については、第 17 条第 2 項中「100 分の 140」とあるのは「100 分の 125」と、第 18 条第 2 項中「100 分の 72.5」とあるのは「100 分の 67.5」とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条第 2 項の規定については平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２４年７月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２４年１２月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第２条の規程は、平成３１年４月１日とする。

（平成３０年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例）

平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの間は、第１条の規定による改正後の公益財団法人青森学術文化振興財団職員給与規程（以下「第１条改正後給与規定」という。）第１条改正後給与規定第８条第３項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については１人につき６,５００円、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１０,０００円」とあるのは、「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については１０,０００円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき８,０００円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち１人については１０,０００円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６,５００円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については９,０００円）」とする。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和４年３月２８日から施行する。

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（施行期日）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

（施行期日）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附則別表（附則第 2 項関係）

給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級
	経過期間	
1	3 月未満	
	3 月以上 6 月未満	
	6 月以上 9 月未満	
	9 月以上 12 月未満	
	12 月以上	
2	3 月未満	1
	3 月以上 6 月未満	2
	6 月以上 9 月未満	3
	9 月以上 12 月未満	4
	12 月以上	5
3	3 月未満	5
	3 月以上 6 月未満	6
	6 月以上 9 月未満	7
	9 月以上 12 月未満	8
	12 月以上	9
4	3 月未満	9
	3 月以上 6 月未満	10
	6 月以上 9 月未満	11
	9 月以上 12 月未満	12
	12 月以上	13
5	3 月未満	13
	3 月以上 6 月未満	14
	6 月以上 9 月未満	15
	9 月以上 12 月未満	16
	12 月以上	17
6	3 月未満	17
	3 月以上 6 月未満	18
	6 月以上 9 月未満	19
	9 月以上 12 月未満	20
	12 月以上	21
7	3 月未満	21
	3 月以上 6 月未満	22
	6 月以上 9 月未満	23
	9 月以上 12 月未満	24
	12 月以上	25
8	3 月未満	25
	3 月以上 6 月未満	26
	6 月以上 9 月未満	27
	9 月以上 12 月未満	28
	12 月以上	29

9	3 月未満	29
	3 月以上 6 月未満	29
	6 月以上 9 月未満	30
	9 月以上 12 月未満	30
	12 月以上	31
10	3 月未満	31
	3 月以上 6 月未満	31
	6 月以上 9 月未満	32
	9 月以上 12 月未満	32
	12 月以上	33
11	3 月未満	33
	3 月以上 6 月未満	33
	6 月以上 9 月未満	33
	9 月以上 12 月未満	34
	12 月以上	34
12	3 月未満	34
	3 月以上 6 月未満	34
	6 月以上 9 月未満	35
	9 月以上 12 月未満	35
	12 月以上	35
13	3 月未満	35
	3 月以上 6 月未満	36
	6 月以上 9 月未満	36
	9 月以上 12 月未満	36
	12 月以上	37
14	3 月未満	37
	3 月以上 6 月未満	37
	6 月以上 9 月未満	37
	9 月以上 12 月未満	37
	12 月以上	38
15	3 月未満	38
	3 月以上 6 月未満	38
	6 月以上 9 月未満	38
	9 月以上 12 月未満	38
	12 月以上	39
16	3 月未満	39
	3 月以上 6 月未満	39
	6 月以上 9 月未満	39
	9 月以上 12 月未満	39
	12 月以上	40

別表第1（第3条関係）

給 料 表

単位（円）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000	386, 600	

87	256, 300	297, 400	346, 400	387, 000	
88	256, 600	297, 700	346, 800	387, 400	
89	256, 900	298, 000	347, 000	387, 700	
90	257, 200	298, 300	347, 400	388, 200	
91	257, 500	298, 600	347, 800	388, 600	
92	257, 800	299, 000	348, 200	389, 000	
93	258, 100	299, 200	348, 400	389, 300	
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300, 600	350, 200		
99		301, 000	350, 600		
100		301, 400	351, 000		
101		301, 600	351, 500		
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116		306, 000			
117		306, 200			
118		306, 400			
119		306, 700			
120		307, 000			
121		307, 400			
122		307, 600			
123		307, 900			
124		308, 200			
125		308, 500			

別表第2（第3条関係）

級別職務分類表

職務の級	職務の名称
1 級	主事の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務
3 級	主査の職務
4 級	主幹の職務
5 級	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務

別表第3（第7条関係）

昇格基準

職務の級	適用者	基準
5 級	主幹の職にある者	在職3年
4 級		
3 級	主査の職にある者	
2 級	主事の職にある者	在級4年（大学卒） 経験年数9年以上かつ在級6年（高校卒） 経験年数6年6月以上かつ在級6年（短大卒）

別表第4（第7条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	3
12	1	1	1	4
13	1	1	1	5
14	1	1	1	6
15	1	1	1	7
16	1	1	1	8
17	1	1	1	9
18	1	2	2	10
19	1	3	3	11
20	1	4	4	12
21	1	5	5	13
22	1	6	6	14
23	1	7	7	15
24	1	8	8	16
25	1	9	9	17
26	1	10	10	18
27	1	11	11	19
28	1	12	12	20
29	1	13	13	21
30	1	14	14	22
31	1	15	15	23
32	1	16	16	24
33	1	17	17	25
34	2	18	18	26
35	3	19	19	27
36	4	20	20	28
37	5	21	21	29
38	6	22	22	30
39	7	23	23	31
40	8	24	24	32
41	9	25	25	33
42	10	26	26	34

43	11	27	27	35
44	12	28	28	36
45	13	29	29	37
46	14	30	30	38
47	15	31	31	39
48	16	32	32	40
49	17	33	33	41
50	18	34	34	42
51	19	35	35	43
52	20	36	36	44
53	21	37	37	45
54	22	38	38	46
55	23	39	39	47
56	24	40	40	48
57	25	41	41	49
58	25	41	42	50
59	26	42	43	51
60	26	42	44	52
61	27	43	45	53
62	27	43	45	54
63	28	44	45	55
64	28	44	46	56
65	29	45	46	57
66	29	45	46	58
67	30	46	47	59
68	30	46	47	60
69	31	47	47	61
70	31	47	48	62
71	32	48	48	63
72	32	48	48	64
73	33	49	49	65
74	33	49	49	66
75	34	49	49	67
76	34	49	50	68
77	35	50	50	69
78	35	50	50	70
79	36	50	51	71
80	36	50	51	72
81	37	51	51	73
82	37	51	52	74
83	38	51	52	75
84	38	51	52	76
85	39	52	53	77
86	39	52	53	78
87	40	52	53	79
88	40	52	53	80

89	41	53	54	81
90	41	53	54	82
91	42	53	54	83
92	42	53	54	84
93	43	53	55	85
94		54	55	
95		54	55	
96		54	55	
97		54	56	
98		54	56	
99		55	56	
100		55	56	
101		55	57	
102		55	57	
103		55	58	
104		56	58	
105		56	59	
106		56	59	
107		56	60	
108		56	60	
109		57	61	
110		57	61	
111		57	62	
112		57	62	
113		58	63	
114		58		
115		58		
116		58		
117		59		
118		59		
119		59		
120		59		
121		60		
122		60		
123		60		
124		60		
125		61		